

第 1 章 接続会計の枠組み

1. 1 第一種指定電気通信設備接続会計の処理概要

第一種指定電気通信設備接続会計（以下「接続会計」という。）は、大きく以下の2つの処理を行っている。

第1の処理は、電気通信事業会計規則（昭和60年4月1日郵政省令第26号。以下「会計規則」という。）に従って処理された当該年度の電気通信事業会計決算データを基として、一旦これを活動等にプールしたのち、必要となる区分へ直課または可能な限り因果性を考慮した基準（以下「帰属基準」という。）に従い合理的に帰属させた上で集計を行うことにより、接続料算定の基礎となるアンバンドル（設備区分）毎に費用及び資産を整理しているものである。

第2の処理は、第一種指定電気通信設備を管理運営する「第一種指定設備管理部門」とその設備を利用してユーザにサービス提供を行う「第一種指定設備利用部門」に区分した会計単位間において、他事業者と同一の条件の社内取引により振替を行うことによって接続に関する収支を算定しているものである。

以上について本書は説明しており、図示すれば図1. 1のとおりである。

上記の処理において費用、収益及び資産を帰属させる基準には「直課」、「活動基準帰属」、「配賦」の3通りの方法がある。

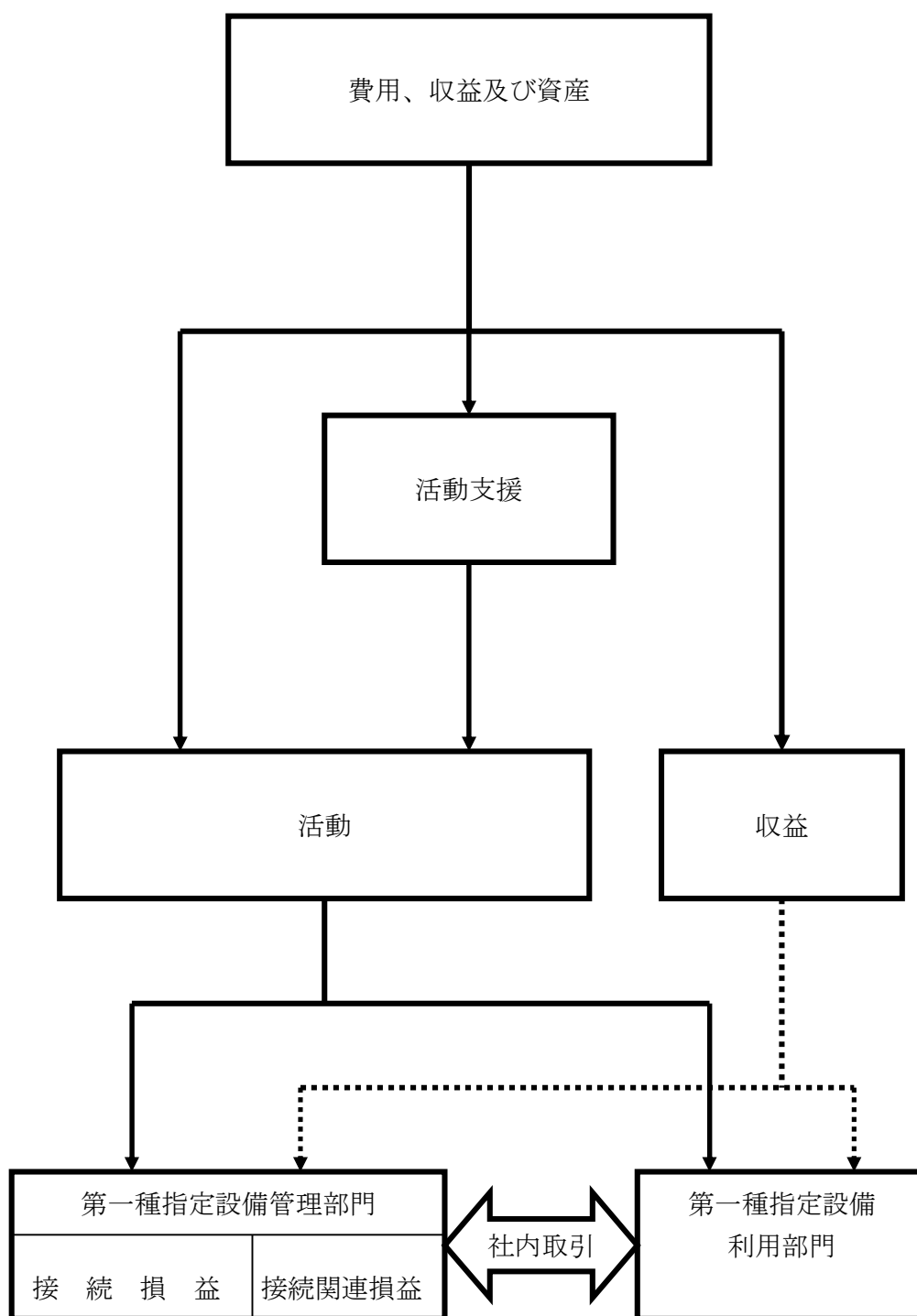


図 1 . 1

1. 2 会計単位の設定

接続会計においては、第一種指定電気通信設備を有する電気通信事業者が、接続に必要な第一種指定電気通信設備に関わる会計を整理し接続料の原価の基とするため、その会計に「第一種指定設備管理部門」と、その設備を利用してユーザへサービス提供を行う「第一種指定設備利用部門」の2つの会計単位を設定した上で、第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門及び他事業者との間の接続料について同一水準での取引を実施している。

なお、接続会計の整理を行う過程では、最終的にこれら2つの会計単位に帰属する費用及び資産を、その計算過程において一時集計する補助部門を設定している。

各部門の定義については、以下のとおりである。

(1) 第一種指定設備管理部門（以下「管理部門」という。）

第一種指定電気通信設備及びその管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去その他これに付随する活動をいう。）に必要な費用及び資産並びに当該設備との接続及び当該設備の提供に関連する収益を整理するために設定する会計単位。

(2) 第一種指定設備利用部門（以下「利用部門」という。）

電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第一種指定電気通信設備及びその管理運営に関わるものを除く。）に必要な費用及び資産並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定する会計単位。

(3) 補助部門

・ 支援設備

第一種指定電気通信設備が有する機能を支援するために使用される、電力設備、総合監視設備、試験受付設備等に関連する費用及び資産を整理する補助部門。

・ 全般管理

支店等における共通的な作業及び本社等管理部門における活動に関連する費用及び資産を整理する補助部門。

1. 3 管理部門の区分

接続会計においては網使用料以外に接続装置使用料及び網改造費に関わる収支も対象としており、これらについては接続関連として区分することとされている。このため管理部門の収支は、網使用料を整理する「接続損益の部」と接続関連を整理する「接続関連損益の部」とに区分されている。

1. 4 勘定科目の設定

接続会計における適正な会計処理を確保するため、管理部門、利用部門並びに補助部門の各々に、「科目」、「款」、「項」、「目」といった階層的な勘定科目が規定されている。勘定科目のうち「科目」、「款」及び「項」については、第一種指定電気通信設備を有し接続会計を行う事業者に共通的に適用されるべく、「第一種指定電気通信設備接続会計規則」（平成9年12月19日郵政省令第91号。以下「接続会計規則」という。）で規定されており、「目」については当該事業者の経理に固有の標記、分類に対応が可能となるよう、別に定められることとなっている。当社については「第一種指定電気通信設備接続会計規則の取扱い等について（要請）」（令和5年12月27日総基料第243号。以下「取扱要領」という。）において規定されている。

2024年度における勘定科目表については、本章の終わりに記載している。

なお、勘定科目の体系等については、以下のとおりである。

1. 4. 1 資産科目

（1）有形固定資産

管理部門、利用部門、支援設備及び全般管理に区分し、管理部門については、接続の分界点として技術的に明確に区分することが可能な網構成設備に着目してアンバンドルされた区分を基とした設備区分に従って項を設定している。

また、上記の電気通信設備を管理運営するために必要な「建物」、「土地」、「構築物」及びこれに必要な「機械及び装置」、「車両及び船舶」等を会計規則の区分に従って設定している。

利用部門については、会計規則の区分に従って設定している。

なお、支援設備は第一種指定電気通信設備とそれ以外の指定外の電気通信設備との間で共通的に使用される「電力設備」、「総合監視設備」等を項として設定している。

（2）無形固定資産

管理部門と利用部門の双方に関して、会計規則に従って項を設定している。

（3）投資その他の資産

無形固定資産の扱いと同様としている。

1. 4. 2 営業費用科目

(1) 営業費

款により管理部門、利用部門に区分し、管理部門については「営業費は接続に関連がないため原則的に接続料原価から除外される」との観点から取り扱われ、例外として取り扱う費用については、第一種指定電気通信設備の管理運営に必要であるという点が明確となるような名称を付した項を設定している。

(2) 運用費

款により管理部門、利用部門に区分し、管理部門については「番号案内」を項として設定している。

(3) 施設保全費

款により管理部門、利用部門に区分し、有形固定資産の項の区分に従って「設備保守」及び「ソフト作成・使用料」の項を設定している。

(4) 共通費

補助部門であり、「資材」、「研修」、「医療」及び「一般共通」の項を設定している。

(5) 管理費

共通費と同様に補助部門であり、「ネットワーク関連部門」、「サービス関連部門」及び「一般管理部門」の項を設定している。

(6) 試験研究費

第一種指定電気通信設備の管理運営に必要であることが明確に示されたもののみが接続料の原価に算入されるとの観点から、「インフラ系応用技術」、「インフラ系基礎技術」を管理部門及び利用部門の双方に規定し、更に利用部門には「ユーザ系応用技術」、「ユーザ系基礎技術」、「宅内系応用技術」及び「純粋基礎技術」を設定している。

なお、インフラ系研究（応用、基礎）、ユーザ系研究（応用、基礎）及び純粋基礎研究の区分については、以下の基準に基づき判別を行っている。

○インフラ系（応用）

ネットワーク側を構成する装置・システムに関わる研究開発であり、研究成果の適用される対象設備範囲が下記の特定の区分に対応するものである。

・アクセス

アクセス網に関わる試験研究に必要な費用

・ノードシステム

交換設備に関わる試験研究に必要な費用

- ・リンクシステム
伝送設備に関わる試験研究に必要な費用
- ・無線システム
無線設備に関わる試験研究に必要な費用
- ・オペレーションシステム
インフラ系通信網の監視、保守、運用の向上に関わる試験研究に必要な費用
- ・通信網構成
通信網アーキテクチャ、構成法等に関わる試験研究に必要な費用
- ・線路土木
線路・土木設備等に関わる試験研究に必要な費用
- ・通信用建物
通信用建築に関わる試験研究に必要な費用
- ・通信用電力装置
通信用電力装置に関わる試験研究に必要な費用

○インフラ系（基礎）

インフラ系システム・装置・部品の開発を支える基礎技術の研究であり、インフラ系の応用研究に幅広く適用できるもの。

○ユーザ系（応用）

ユーザ向けネットワークサービス、情報サービス・システムに関わる研究開発であり、研究成果の具体的な適用先のサービスないしニーズが明確なもの。

○ユーザ系（基礎）

ユーザ系システム・装置・部品の開発を支える基礎技術の研究であり、ユーザ系の応用研究に幅広く適用できるもの。

○純粋基礎

将来の情報通信を目指し、革新的通信技術の可能性を追求する基礎研究。

（７）減価償却費

減価償却費は款により管理部門、利用部門に区分し、有形固定資産の項の区分に従って設定している。

（８）固定資産除却費

減価償却費の扱いと同様としている。

(9) 通信設備使用料

款により管理部門、利用部門に区分し、利用する設備の種類を有形固定資産の項の区分に従って設定している。

(10) 租税公課

「国税」、「地方税」、「道路占用料」を項として設定している。

(11) 振替網使用料

管理部門と利用部門との間で取引される振替額について接続形態に準じた項を設定している。

1. 4. 3 収益科目

(1) 受取網使用料

他事業者からの網使用料収入について事業者の接続形態に応じた項を設定している。

(2) 振替網使用料

管理部門と利用部門との間で取引される振替額について接続形態に準じた項を設定している。

(3) 接続装置使用料

他事業者からの接続装置使用料収入について装置の種別毎に項を設定している。

(4) 網改造料

他事業者からの網改造料収入について改造対象設備の種別毎に項を設定している。

(5) 役務収入

役務収入（款）のみを設定している。

1. 5 活動の設定

管理部門及び利用部門へ費用及び資産を整理するため、事業活動及び資産の区分に対応した集計計算単位として「活動」を設定している。

具体的には、加入者交換機、伝送機械設備、市外線路設備等の物理的に管理可能な電気通信設備の資産区分としての「主要設備」、これをサポートする「支援設備」のほか、「設備への帰属の明確な営業費・運用費」、「試験研究」、「全般管理（共通・管理）」の活動を設定している。

1. 5. 1 主要設備の設定

主要設備は、当社の電気通信ネットワークを構成している設備について物理的に管理可能な区分により設定している。

以下に一覧を示す。

- ・ 端末系伝送路（メタル）

加入者側終端装置～主配線盤の間に設置するメタル線路設備（地中設備を除く。）及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 端末系伝送路（光）

加入者側終端装置～主配線盤の間に設置する光ファイバ線路設備（地中設備を除く。）及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 端末系伝送路（共通）

加入者側終端装置～主配線盤の間に設置する電柱等の設備（地中設備を除く。）及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 主配線盤（MDF）

交換局において加入者回線（メタル）等を収容する主配線盤及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 主配線盤（FTM）

交換局において加入者回線（光ファイバ）等を収容する主配線盤及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 主配線盤～端末系交換設備伝送路・専用加入者線装置モジュール伝送路
 主配線盤と端末系交換設備、専用加入者線装置モジュール等のノード設備との間に設置する設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 端末系交換設備（音声）
 音声伝送サービスの加入者線等を収容する交換機等の設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 端末系交換設備（データ）
 データ伝送サービスの加入者線等を収容する設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 遠隔加入者線多重伝送装置
 音声伝送サービスの加入者線等を遠隔で効率的に収容し交換局へ伝送する設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 伝送機械設備
 交換局に設置する伝送設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 無線機械設備
 交換局に設置する無線設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 中継線路設備
 交換局間（同一単位料金区域内に限る。）に設置する線路設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 市外線路設備
 交換局間に設置する線路設備（中継線路設備を除く。）及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 地中設備
 加入者側終端装置～主配線盤の間に設置する地中設備並びに交換局間に設置する地中設備及びその管理運営に必要な費用及び資産（建設負担金を含む。）を集計する活動区分。

- ・通信衛星設備
 通信衛星に関わる設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・中継系交換設備（音声）
 音声伝送サービスの交換設備間の中継を行う交換設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・中継系交換設備（データ）
 データ伝送サービスの設備間の中継を行う設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・NGNノード設備
 NGNノード設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・信号網設備
 電気通信サービスの制御を行うための信号を扱う設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・番号案内設備（交換機）
 番号案内を扱う交換設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・番号案内設備（ANGELセンタ）
 番号案内用データベース設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・番号案内設備（案内台）
 番号案内を扱う案内台設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・番号案内設備（T D I S）
 番号情報データベース設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・サービス制御設備
 契約者情報の転送等を行うサービス制御設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・専用加入者線装置モジュール

専用サービスの加入者線等を収容する設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・専用線ノード装置

専用回線の編集、方路設定等を行う設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・公衆電話設備

公衆電話機並びにこれに付随する設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・端末設備

電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）または同一の建物内である設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・機械設備

上記以外の第一種指定電気通信設備に関わらない機械設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

1. 5. 2 支援設備の設定

支援設備は、主要設備を支援する設備または業務の区分を設定している。

以下に一覧を示す。

- ・総合監視

電気通信ネットワークの総合監視を行う設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・試験受付

ユーザからの故障申告及び話中調べに関する受付、故障確認等を行う試験受付業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・設備企画

設備に関わる企画業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・相互接続

他の電気通信事業者との接続に関わる業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・保全共通

設備保全業務に共通的に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・線路共通

線路設備に関わる共架料、補償料等の業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・車両維持

保全業務に関わる車両の維持に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・架台設備

二重床に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・電力設備

電力設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

1. 5. 3 設備への帰属の明確な営業費・運用費の設定

設備への帰属の明確な営業費・運用費は、回線データベース管理等の業務の区分を設定している。

以下に一覧を示す。

- ・回線データベース管理

公衆網及びDSL等の回線データベース管理に関わる業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・専用線回線管理

専用線の回線管理等に関わる業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・番号案内

手動による番号案内等に関わる業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・貸倒損失

他事業者に関わる貸倒損失を集計する活動区分。

1. 5. 4 試験研究

試験研究は、接続に関わるインフラ系（基礎・応用）とそれ以外の純粹基礎、ユーザ系（基礎・応用）を設定している。

以下に一覧を示す。

- ・アクセス

アクセス網に関わるインフラ系応用技術の試験研究に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ノードシステム

交換設備に関わるインフラ系応用技術の試験研究に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・リンクシステム

伝送設備に関わるインフラ系応用技術の試験研究に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・無線システム

無線設備に関わるインフラ系応用技術の試験研究に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・オペレーションシステム

通信網のオペレーションに関わるインフラ系応用技術の試験研究に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・線路土木

線路設備及び土木設備に関わるインフラ系応用技術の試験研究に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・通信網構成

通信網のアーキテクチャ等に関わるインフラ系応用技術の試験研究に必要な費用

及び資産を集計する活動区分。

- ・通信用建物

通信用建物に関わるインフラ系応用技術の試験研究に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・通信用電力装置

通信用電力装置に関わるインフラ系応用技術の試験研究に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ユーザ系

ユーザ向けネットワークサービス等に関わるユーザ系応用技術の研究開発に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・宅内

ユーザ側に設置される端末機器等に関わる研究開発に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・インフラ系基礎技術

インフラ系システム・装置・部品の開発を支える基礎技術に関わる研究開発に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ユーザ系基礎技術

ユーザ系システム・装置・部品の開発を支える基礎技術に関わる研究開発に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・純粋基礎技術

将来の情報通信を目指し、革新的通信技術の可能性を追求する基礎研究に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・試験研究共通

研究開発に共通の業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

1. 5. 5 全般管理（共通・管理）

（1）全般管理（共通）

全般管理（共通）は、支店等における総務等の共通的作業、研修、病院における業務の区分を設定している。

以下に一覧を示す。

- ・ ユーザ資材
宅内用物品に関わる資材業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 通信網資材
通信網用物品に関わる資材業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 共通資材
宅内用及び通信網用以外の物品に関わる資材業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 保管
物品の保管に関わる業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 荷役
物品の荷役に関わる業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 輸配送
物品の輸配送に関わる業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 資材共通
資材業務に共通的に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 健康管理
健康管理所における業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 病院医療
病院における業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 研修
研修業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 総務
総務業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。
- ・ 厚生
厚生業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 人事

人事業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 事業企画

事業企画業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 経理

経理業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 物件貸付

物件貸付業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ その他共通

上記区分以外の第一種指定電気通信設備に関わらない業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

(2) 全般管理（管理）

全般管理（管理）は、本社等管理部門の業務の区分を設定している。

以下に一覧を示す。

- ・ 設備企画

設備に関わる企画業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 電波企画

電波に関わる企画業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 相互接続

他の電気通信事業者との接続に関わる業務等に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 総務

総務業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 厚生

厚生業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・ 人事

人事業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・事業企画

事業企画業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・経理

経理業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・営業企画

顧客サービス統合システム等に関わる企画業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・料金企画

料金に関わる企画業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・公衆電話企画

公衆電話に関わる企画業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・情報案内企画

情報案内に関わる企画業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・国際標準化

国際標準化に関わる業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・物件貸付

物件貸付業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

- ・その他管理

上記以外の第一種指定電気通信設備に関わらない業務に必要な費用及び資産を集計する活動区分。

1. 5. 6 サービス活動の設定

以下に一覧を示す。

- ・サービス活動

販売活動等、第一種指定電気通信設備の管理・運営等に関わらない業務に必要な費

用及び資産を集計する活動区分。

1. 6 活動支援の設定

活動支援は、これまでに設定した活動に対し共通的に関わる建物等の区分を設定している。

以下に一覧を示す。

- ・建物関連共通

建物、構築物、土地の維持、清掃、修繕等に関わる費用及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。

- ・通信用、事務用建物関連

通信用、事務用の建物、構築物、土地及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。

- ・訓練用建物関連

訓練用の建物、構築物、土地及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。

- ・医療用建物関連

医療用の建物、構築物、土地及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。

- ・資材用建物関連

資材用の建物、構築物、土地及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。

- ・厚生用建物関連

厚生用の建物、構築物、土地及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。

- ・研究用建物関連

研究用の建物、構築物、土地及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。

- ・器具備品

事務機器（机、書棚、パソコン）等の器具備品及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。

- ・ 訓練用機械及び装置
訓練用の機械、装置及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。
- ・ 電気通信用ソフトウェア（交換）
交換設備に関わるソフトウェア及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。
- ・ 電気通信用ソフトウェア（伝送）
伝送設備に関わるソフトウェア及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。
- ・ 電気通信用ソフトウェア（I P）
I P系設備に関わるソフトウェア及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。
- ・ 電気通信用ソフトウェア（線路）
線路設備に関わるソフトウェア及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。
- ・ 社内システム用ソフトウェア
社内システムに関わるソフトウェア及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。
- ・ 無形固定資産（機械関連）
上記以外の機械設備等に関わるソフトウェア及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。
- ・ 無形固定資産（その他）
ソフトウェア、橋梁添架権、共同溝利用権、ずい道利用権、道路利用権以外の無形固定資産及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。
- ・ 固定資産税
地方税法に基づき納付した固定資産税（償却資産に限る。）を集計する区分。
- ・ 事業税
地方税法に基づき納付した事業税を集計する区分。
- ・ 印紙税

印紙税法に基づき納付した印紙税を集計する区分。

- ・自動車税

自動車重量税法、地方税法に基づき納付した自動車に関わる税を集計する区分。

- ・道路港湾占用料

道路法に基づき納付した道路占用料、港湾法に基づき納付した港湾占用料、河川法に基づき納付した河川占用料及び地方自治法等に基づき納付した行政財産使用料を集計する区分。

- ・電波利用料

電波法に基づき納付した電波利用料を集計する区分。

- ・租税公課

上記以外の登録免許税、事業所税等の第一種指定電気通信設備に関わる税を集計する区分。

- ・その他租税公課

過怠税、延滞税等の第一種指定電気通信設備に関わらない税を集計する区分。

- ・網使用料（番号案内）

他の電気通信事業者が所有する電気通信設備の利用（他事業者発を含む。）に対して支払う網使用料（番号案内利用に限る。）を集計する区分。

- ・網使用料（共通）

他の電気通信事業者が所有する電気通信設備の利用（他事業者発を含む。）に対して支払う網使用料を集計する区分。

- ・網使用料（その他）

他の電気通信事業者が所有する電気通信設備の利用（他事業者発を含む。）に対して支払う網使用料（第一種指定電気通信設備に関わらないものに限る。）を集計する区分。

- ・設備使用料（交換設備）

他の電気通信事業者が所有する交換設備の利用に対して支払う設備使用料を集計する区分。

- ・設備使用料（伝送路設備）

他の電気通信事業者が所有する伝送路設備の利用に対して支払う設備使用料を集計する区分。

- ・設備使用料（電力設備）

他の電気通信事業者が所有する電力設備の利用に対して支払う設備使用料を集計する区分。

- ・設備使用料（その他の設備）

他の電気通信事業者が所有する電気通信設備の利用に対して支払う設備使用料（第一種指定電気通信設備に関わらないものに限る。）を集計する区分。

- ・網改造料

他の電気通信事業者が所有する電気通信設備の利用（他事業者発を含む。）に対して支払う網改造料を集計する区分。

- ・建設仮勘定

建設仮勘定を集計する区分。

- ・物件貸付関連

物件貸付関連の建物、構築物、土地及びその管理運営に必要な費用及び資産を集計する区分。

1. 7 設備区分の設定

第一種指定設備管理部門または第一種指定設備利用部門に帰属させた電気通信設備を接続会計規則別表第一勘定科目表資産の項に則り、階梯別または用途別に分けた会計単位の細区分を設備区分として設定している。

1. 7. 1 第一種指定設備管理部門

以下に一覧を示す。

（1）一般第一種指定設備

- ・一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）

一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・一般第一種指定中継ルータ

一般第一種指定中継ルータ及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区

分。

- ・一般第一種指定県間中継ルータ

一般第一種指定県間中継ルータ及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・一般第一種指定ワイヤレス固定電話用収容ルータ

一般第一種指定ワイヤレス固定電話用収容ルータ及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・一般第一種指定ワイヤレス固定電話用制御等設備

一般第一種指定ワイヤレス固定電話用制御等設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・S I Pサーバ

S I Pサーバ及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・セッションボードコントローラ

セッションボードコントローラ及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・E N U Mサーバ

E N U Mサーバ及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・I P電話用D N Sサーバ

I P電話用D N Sサーバ及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・ゲートウェイルータ

ゲートウェイルータ及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・メディアゲートウェイ

メディアゲートウェイ及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）

一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・ 網終端装置（ＩＰ－ＶＰＮサービスに係るもの）
網終端装置（ＩＰ－ＶＰＮサービスに係るもの）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）
網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）
収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）
中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）
ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 伝送路
伝送路及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

（２）特別第一種指定設備

- ・ 端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）
加入者側終端装置～主配線盤の間に設置する伝送路設備（電気信号の伝送に係るもの）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）
交換局において加入者回線を収容する主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）
加入者側終端装置～主配線盤の間に設置する伝送路設備（光信号の伝送に係るもの）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・主配線盤（光信号の伝送に係るもの）

交換局において加入者回線を収容する主配線盤（光信号の伝送に係るもの）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・公衆電話設備

公衆電話機及びこれに付随する設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）

音声伝送サービスの加入者線を収容する交換設備（当該設備と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含む。）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）

データ伝送サービスの加入者線を収容する設備（当該設備と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含む。）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）

音声伝送サービスの端末系交換設備間に設置する伝送路設備、端末系交換設備と中継系交換設備間に設置する伝送路設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）

データ伝送サービスの端末系交換設備間に設置する伝送路設備、端末系交換設備と中継系交換設備間に設置する伝送路設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）

端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・ 中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）
 音声伝送サービスの交換設備間の中継を行う交換設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）
 データ伝送サービスの設備間の中継を行う設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 信号網設備
 電気通信サービスの制御を行うための信号を扱う設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 番号案内データベース及び番号案内設備
 番号案内に用いる設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 専用加入者線装置モジュール
 専用サービスの加入者線を収容する設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの
 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係る設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 専用線ノード装置
 専用回線の編集、方路設定等を行う設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路
 専用加入者線装置モジュールと専用線ノード装置間に設置する伝送路設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路
 専用線ノード装置間に設置する伝送路設備、専用線ノード装置と相互接続点間に設置する伝送路設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。
- ・ 折返し通信路設定に係るもの
 折返し通信路設定に係る設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・ユニバーサルサービス制度に係る負担金

電気通信事業法第110条に基づき基礎的電気通信役務支援機関に負担金（以下、「ユニバーサルサービス制度に係る負担金」という。）として納付した費用（自己負担額を含む）を帰属する区分。

- ・網改造料

事業者が個別に負担している網改造に関わる費用及び資産を帰属する区分。

- ・貸倒損失

他事業者に関わる貸倒損失を帰属する区分。

- ・第一種指定設備のうち光信号中継伝送機能に係るもの

第一種指定設備のうち光信号中継伝送機能に係る設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

1. 7. 2 第一種指定設備利用部門

以下に一覧を示す。

- ・指定外電気通信設備

第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備及びその管理運営に必要な費用及び資産を帰属する区分。

- ・サービス活動

管理部門及び利用部門の上記以外の費用及び資産を帰属する区分。

勘定科目表
資 産

科目	款（原価部門）	項	目
1 電気通信事業 固定資産 (1) 有形固定 資産	第一種指定設備 管理部門	1 一般第一種指定設備	
		一般第一種指定收容ルータ (端末系ルータ交換機能及び 一般收容ルータ優先パケッ ト識別機能に係るものに限 る。)	
		一般第一種指定中継ルータ	
		一般第一種指定県間中継ル ータ	
		一般第一種指定ワイヤレス 固定電話用收容ルータ	
		一般第一種指定ワイヤレス 固定電話用制御等設備	
		S I Pサーバ	
		セッションボーダコントロ ーラ	
		E N U Mサーバ	
		I P 電話用D N Sサーバ	
		ゲートウェイルータ	
		メディアゲートウェイ	
		一般第一種指定收容ルータ (端末系ルータ交換機能及び 一般收容ルータ優先パケッ ト識別機能に係るものを除 く。)	
		網終端装置(I P－V P Nサ ービスに係るもの)	
		網終端装置(インターネット 接続サービスに係るもの)	
		收容イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルー タを含む。)	
		中継イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルー タを含む。)	

科目	款（原価部門）	項	目
		ゲートウェイスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)	
		伝送路	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		2 特別第一種指定設備	
		端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 市内機械設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	配線架 配線盤
		端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)	光ファイバーケーブル その他の線路設備 地中設備
		主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	配線架 配線盤
		公衆電話設備	
		端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	加入者系インタフェース装置 交換制御系装置 交換通話路系装置 交換共通装置 光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備

科目	款（原価部門）	項	目
		端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	伝送機械設備 市内機械設備
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	交換制御系装置 交換通話路系装置 交換共通装置
		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	伝送機械設備
		信号網設備	共通線信号交換装置 光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備

科目	款（原価部門）	項	目
		番号案内データベース及び番号案内設備	案内用交換装置 エンジェルセンタ設備 番号案内装置 光ファイバケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		専用加入者線装置モジュール	高速デジタル装置 低速専用線装置 加入者系インタフェース装置
		専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの	加入者系インタフェース装置
		専用線ポート装置	高速デジタル装置 低速専用線装置
		専用加入者線装置モジュール～専用線ポート装置伝送路	光ファイバケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		専用線ポート装置～専用線ポート装置伝送路又は相互接続点伝送路	光ファイバケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		折返し通信路設定に係るもの	市内機械設備 光ファイバケーブル その他のケーブル設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備

科目	款（原価部門）	項	目
		網改造料	交換制御系装置 交換通話路系装置 交換共通装置 光ファイバケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		建物	通信用 事務用 訓練用 医療用 資材用 厚生用 研究用
		土地	通信用 事務用 訓練用 医療用 資材用 厚生用 研究用
		構築物	
		機械及び装置	
		車両及び船舶	
		工具、器具及び備品	
		リース資産	
		休止設備	
		建設仮勘定	
	第一種指定設備 利用部門	機械設備	
		空中線設備	
		通信衛星設備	
		端末設備	
		市内線路設備	
		市外線路設備	
		土木設備	
		海底線設備	
		建物	
		土地	
		構築物	
		機械及び装置	

科目	款（原価部門）	項	目
		車両及び船舶	
		工具、器具及び備品	
		リース資産	
		休止設備	
		建設仮勘定	
	支援設備（補助部門）	電力設備	
		監視設備	
		試験受付設備	
		架台設備	
		設備共通	
	全般管理（補助部門）	共通部門設備	
		管理部門設備	
（２）無形固定資産	第一種指定設備管理部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理	
	第一種指定設備利用部門	同上	
（３）投資その他の資産	第一種指定設備管理部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理	
	第一種指定設備利用部門	同上	
２繰延資産	第一種指定設備管理部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理	
	第一種指定設備利用部門	同上	

費 用

営業費用

科目	款（原価部門）	項	目
営業費	第一種指定設備 管理部門	接続管理	
		貸倒損失	
	第一種指定設備 利用部門	契約管理	
		料金収納	
		広報・広告	
		役務販売	
		貸倒損失	
運用費	第一種指定設備 管理部門	番号案内	番号案内データベース ホステル案内
	第一種指定設備 利用部門	電報運用	
施設保全費	第一種指定設備 管理部門	1 一般第一種指定設備	
		一般第一種指定収容ルータ (端末系ルータ交換機能及び 一般収容ルータ優先パケッ ト識別機能に係るものに限 る。)保守	
		一般第一種指定中継ルータ 保守	
		一般第一種指定県間中継ル ータ保守	
		一般第一種指定ワイヤレス 固定電話用収容ルータ保守	
		一般第一種指定ワイヤレス 固定電話用制御等設備保守	
		S I Pサーバ保守	
		セッションボーダコントロ ーラ保守	
		E N U Mサーバ保守	
		I P 電話用D N Sサーバ保 守	
		ゲートウェイルータ保守	
		メディアゲートウェイ保守	
		一般第一種指定収容ルータ (端末系ルータ交換機能及び 一般収容ルータ優先パケッ ト識別機能にかかるものを 除く。)保守	

科目	款（原価部門）	項	目
		網終端装置（ＩＰ－ＶＰＮサービスに係るもの）保守	
		網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）保守	
		収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）保守	
		中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）保守	
		ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）保守	
		伝送路保守	
		一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）ソフト作成・使用料	
		一般第一種指定中継ルータソフト作成・使用料	
		一般第一種指定県間中継ルータソフト作成・使用料	
		一般第一種指定ワイヤレス固定電話用収容ルータソフト作成・使用料	
		一般第一種指定ワイヤレス固定電話用制御等設備ソフト作成・使用料	
		ＳＩＰサーバソフト作成・使用料	
		セッションボーダコントローラソフト作成・使用料	
		ＥＮＵＭサーバソフト作成・使用料	
		ＩＰ電話用ＤＮＳサーバソフト作成・使用料	
		ゲートウェイルータソフト作成・使用料	
		メディアゲートウェイソフト作成・使用料	

科目	款（原価部門）	項	目
		一般第一種指定収容ルータ （端末系ルータ交換機能及び 一般収容ルータ優先パケッ ト識別機能に係るものを除 く。）ソフト作成・使用料	
		網終端装置（ＩＰ－ＶＰＮサ ービスに係るもの）ソフト 作成・使用料	
		網終端装置（インターネット 接続サービスに係るもの） ソフト作成・使用料	
		収容イーサネットスイッチ （同等の機能を有するルー タを含む。）ソフト作成・使 用料	
		中継イーサネットスイッチ （同等の機能を有するルー タを含む。）ソフト作成・使 用料	
		ゲートウェイスイッチ（同等 の機能を有するルータを含 む。）ソフト作成・使用料	
		伝送路ソフト作成・使用料	
		2 特別第一種指定設備	
		端末系伝送路設備（電気信号 の伝送に係るもの）保守	
		主配線盤設備（電気信号の伝 送に係るもの）保守	
		端末系伝送路設備（光信号の 伝送に係るもの）保守	
		主配線盤設備（光信号の伝送 に係るもの）保守	
		公衆電話設備保守	
		端末系交換設備（主として音 声伝送役務の提供に用いら れるもの）保守	
		端末系交換設備（主としてデ ータ伝送役務の提供に用い られるもの）保守	
		端末系交換設備～端末系又 は中継系交換設備伝送路設 備（主として音声伝送役務の 提供に用いられるもの）保守	

科目	款（原価部門）	項	目
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）保守	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）保守	
		中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）保守	
		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）保守	
		信号網設備保守	
		番号案内データベース及び番号案内設備保守	
		専用加入者線装置モジュール設備保守	
		専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係る設備保守	
		専用線ノード装置設備保守	
		専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路設備保守	
		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路設備保守	
		折返し通信路設定に係るものの保守	
		網改造料設備保守	
		端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）ソフト作成・使用料	

科目	款（原価部門）	項	目
		主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）ソフト作成・使用料	
		端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）ソフト作成・使用料	
		主配線盤（光信号の伝送に係るもの）ソフト作成・使用料	
		公衆電話設備ソフト作成・使用料	
		端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）ソフト作成・使用料	
		端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）ソフト作成・使用料	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）ソフト作成・使用料	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）ソフト作成・使用料	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）ソフト作成・使用料	
		中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）ソフト作成・使用料	

科目	款（原価部門）	項	目
		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）ソフト作成・使用料	
		信号網設備ソフト作成・使用料	
		番号案内データベース及び番号案内設備ソフト作成・使用料	
		専用加入者線装置モジュールソフト作成・使用料	
		専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係る設備ソフト作成・使用料	
		専用線ノード装置ソフト作成・使用料	
		専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路ソフト作成・使用料	
		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路設備ソフト作成・使用料	
		折返し通信路設定に係るもののソフト制作・使用料	
		網改造料設備ソフト作成・使用料	
		通信設備外ソフト作成・使用料	
	第一種指定設備 利用部門	機械設備保守	
		空中線設備保守	
		通信衛星設備保守	
		端末設備保守	
		市内線路設備保守	
		市外線路設備保守	
		土木設備保守	
		海底線設備保守	
		通信機器保守	
		公衆網施設保守	
		機械設備ソフト作成・使用料	

科目	款（原価部門）	項	目
		空中線設備ソフト作成・使用料	
		通信衛星設備ソフト作成・使用料	
		端末設備ソフト作成・使用料	
		市内線路設備ソフト作成・使用料	
		市外線路設備ソフト作成・使用料	
		土木設備ソフト作成・使用料	
		海底線設備ソフト作成・使用料	
		通信設備外ソフト作成・使用料	
	支援設備（補助部門）	電力設備	
		監視設備	
		試験受付	
		設備共通	設備共通 設備企画 車両
共通費	全般管理（補助部門）	資材	保管 荷役 輸配送 通信網資材 ユーザ資材 共通資材 資材共通
		研修	
		医療	
		一般共通	総務 厚生 人事 経理 事業企画 建物 サービス関連共通
管理費	全般管理（補助部門）	ネットワーク関連部門	設備企画 ネットワーク企画 電波企画 相互接続

科目	款（原価部門）	項	目
		サービス関連部門	
		一般管理部門	総務 厚生 人事 経理 事業企画 建物 国際
試験研究費及び 研究費償却	第一種指定設備 管理部門	インフラ系応用技術	アクセス ノード・システム リンク・システム 無線システム オペレーション・システム 通信網構成 線路土木 通信用建物 通信用電力装置
		インフラ系基礎技術	
	第一種指定設備 利用部門	インフラ系応用技術	ノード・システム リンク・システム 無線システム オペレーション・システム 通信網構成 線路土木 通信用建物 通信用電力装置
		インフラ系基礎技術	
		ユーザ系応用技術	
		ユーザ系基礎技術	
		宅内系応用技術	
		純粋基礎技術	
		1 一般第一種指定設備	
		一般第一種指定収容ルータ (端末系ルータ交換機能及び 一般収容ルータ優先パケット 識別機能に係るものに限 る。)	
		一般第一種指定中継ルータ	
減価償却費	第一種指定設備 管理部門		

科目	款（原価部門）	項	目
		一般第一種指定県間中継ルータ	
		一般第一種指定ワイヤレス固定電話用収容ルータ	
		一般第一種指定ワイヤレス固定電話用制御等設備	
		S I Pサーバ	
		セッションボードコントローラ	
		E N U Mサーバ	
		I P 電話用D N S サーバ	
		ゲートウェイルータ	
		メディアゲートウェイ	
		一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）	
		網終端装置（I P－V P Nサービスに係るもの）	
		網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）	
		収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	
		中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	
		ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）	
		伝送路	
		2 特別第一種指定設備	
		端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	
		主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	
		端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	
		主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	
		公衆電話設備	

科目	款（原価部門）	項	目
		端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	
		端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）	
		中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）	
		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）	
		信号網設備	
		番号案内データベース及び番号案内設備	
		専用加入者線装置モジュール	
		専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの	
		専用線ポート装置	
		専用加入者線装置モジュール～専用線ポート装置伝送路	
		専用線ポート装置～専用線ポート装置伝送路又は相互接続点伝送路	
		折返し通信路設定に係るもの	
		網改造料	
		建物	

科目	款（原価部門）	項	目
		構築物	
		機械及び装置	
		車両及び船舶	
		工具、器具及び備品	
		リース資産	
		休止設備	
	第一種指定設備 利用部門	機械設備	
		空中線設備	
		通信衛星設備	
		端末設備	
		市内線路設備	
		市外線路設備	
		土木設備	
		海底線設備	
		建物	
		構築物	
		機械及び装置	
		車両及び船舶	
		工具、器具及び備品	
		リース資産	
		休止設備	
	支援設備（補助 部門）	電力設備	
		監視設備	
		試験受付	
		架台設備	
		設備共通	設備共通 設備企画 車両
	全般管理（補助 部門）	共通部門設備	
		管理部門設備	
固定資産除却費	【減価償却費に 倣う】	土地 以下減価償却費と同じ	
通信設備使用料	第一種指定設備 管理部門	1 一般第一種指定設備	
		一般第一種指定收容ルータ (端末系ルータ交換機能及び 一般收容ルータ優先パケッ ト識別機能に係るものに限 る。)使用料	

科目	款（原価部門）	項	目
		一般第一種指定中継ルータ使用料	
		一般第一種指定県間中継ルータ使用料	
		一般第一種指定ワイヤレス固定電話用収容ルータ使用料	
		一般第一種指定ワイヤレス固定電話用制御等設備使用料	
		S I Pサーバ使用料	
		セッションボードコントローラ使用料	
		E N U Mサーバ使用料	
		I P 電話用 D N S サーバ使用料	
		ゲートウェイルータ使用料	
		メディアゲートウェイ使用料	
		一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）使用料	
		網終端装置（I P－V P Nサービスに係るもの）使用料	
		網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）使用料	
		収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）使用料	
		中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）使用料	
		ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）使用料	
		伝送路使用料	
		2 特別第一種指定設備	
		端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）使用料	
		主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）使用料	

科目	款（原価部門）	項	目
		端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）使用料	
		主配線盤（光信号の伝送に係るもの）使用料	
		公衆電話設備使用料	
		端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）使用料	
		端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）使用料	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）使用料	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）使用料	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）使用料	
		中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）使用料	
		中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）使用料	
		信号網設備使用料	
		番号案内データベース及び番号案内設備使用料	
		専用加入者線装置モジュール使用料	
		専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係る設備使用料	
		専用線ポート装置使用料	

科目	款（原価部門）	項	目
		専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路使用料	
		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路使用料	
		折返し通信路設定に係るものの使用料	
		網改造料設備使用料	
	第一種指定設備利用部門		
租税公課	第一種指定設備管理部門	国税	印紙税 登録免許税 自動車重量税 地価税
		地方税	事業税 不動産取得税 自動車税 固定資産税 事業所税 都市計画税
		道路占用料	
	第一種指定設備利用部門	国税	
		地方税	
		道路占用料	
振替網使用料	第一種指定設備管理部門	県間伝送設備使用料	
	第一種指定設備利用部門	加入者回線使用料	
		県内通話使用料	
		県間通話使用料	
		番号案内設備使用料	
		専用線使用料	
		データ伝送設備使用料	

収 益
営業収益

科目	款（原価部門）	項	目
受取網使用料	第一種指定設備 管理部門	端末系ルータ交換機能等	
		端末回線接続	
		端末系交換機接続	
		中継系交換機接続	
		信号網接続	
		番号案内接続	
		接続専用回線	
		接続データ伝送回線	
振替網使用料	第一種指定設備 管理部門	端末系ルータ交換機能等	
		加入者回線使用料	
		県内通話使用料	
		県間通話使用料	
		番号案内設備使用料	
		専用線使用料	
		データ伝送設備使用料	
	第一種指定設備 利用部門	県間伝送設備使用料	
接続装置使用料	第一種指定設備 管理部門		
網改造料	第一種指定設備 管理部門	端末系ルータ交換機能等	
		端末系交換設備	
		中継系交換設備	
		伝送路設備	
役務収入	第一種指定設備 利用部門		